

諮問庁：外務大臣

諮問日：令和6年7月30日（令和6年（行情）諮問第848号）及び同年8月6日（同第880号）

答申日：令和7年5月14日（令和7年度（行情）答申第18号及び同第19号）

事件名：自由民主党安全保障調査会における説明資料として提出した文書のうち特定期間において作成されたものの開示決定に関する件（文書の特定）

自由民主党安全保障調査会における説明資料として提出した文書のうち特定期間において作成されたものの不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1（1）に掲げる文書（以下「本件請求文書1」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示し、別紙の1（2）に掲げる文書（以下「本件請求文書2」といい、本件請求文書1と併せて「本件請求文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定は、いずれも妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和6年4月22日付け情報公開第00140号及び同年6月24日付け同第00452号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書1（原処分1）

ア 電磁的記録の特定を求める。

令和5年度（行情）答申第654号に従い、本件対象文書の電磁的記録の特定を求める。

イ 特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める。

審査請求人は確認するすべを持たないので、特定されるべき文書に漏れがないか念のため確認を求める。

特に情報公開第00140号は、開示請求と異なる「特例された後

に」との文言で特定されたものであるので、確認を求める次第である。

(2) 審査請求書 2 (原処分 2)

不開示決定の取消し

情報公開第 00452 号については、関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分 1 について

(1) 経緯

処分庁は、令和 6 年 3 月 19 日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書 1 の開示請求に対し、1 件の文書を特定して開示する決定を行った(原処分 1)。

これに対して審査請求人は、令和 6 年 5 月 22 日付けで、以下を求める審査請求を行った。

ア 電磁的記録の特定を求める。

イ 特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める。

(2) 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、別紙の 2 に記載の 1 文書である。

(3) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、「電磁的記録の特定を求める」旨主張する。しかしながら、処分庁は電磁的記録を開示しており、審査請求人の主張には理由がない。

イ 審査請求人は、「審査請求人は確認するすべを持たないので、特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める。特に情報公開第 00140 号は、開示請求と異なる「特例された後に」との文言で特定されたものであるので、特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める。」と主張する。この主張は処分庁が原処分 1 において、「特定された後に」とすべきところを「特例された後に」と誤って記載したことに起因するものであるが、本件審査請求を受けて改めて確認したところ、原処分 1 で特定した文書以外に本件対象文書の存在を確認することはできなかった。以上のことから、原処分 1 における文書以外に特定できるものはなく、審査請求人の主張には理由がない。

(4) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分 1 を維持することが妥当であると判断する。

2 原処分 2 について

(1) 経緯

処分庁は、令和 6 年 5 月 24 日付けで受理した本件請求文書 2 の開示

請求に対し、不開示（不存在）とする決定を行った（原処分2）。

これに対し、審査請求人は、不開示決定の取り消しを求める審査請求を行った。

(2) 原処分2について

処分庁は、該当する文書を作成していなかったため、不開示（不存在）とした。

(3) 審査請求人の主張について

今般、審査請求人は、「関係部局を探索の上、発見に務める（原文ママ）べきである。」旨主張している。

諮問庁は、開示請求2024-00053を受理した令和6年4月18日以降、審査請求人からの当該開示請求2024-00117を受理した令和6年5月24日までに、自由民主党安全保障調査会が複数回開催されたことを確認した。しかしながら、右期間に開催されたいずれの調査会においても、外務省に対する説明資料提出の求めはなかったことから、該当する文書の作成は行っていない。

(4) 結論

上記(3)を踏まえ、諮問庁としては、原処分2を維持することが妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|--|
| ① | 令和6年7月30日 | 諮問の受理（令和6年（行情）諮問第848号） |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ③ | 同年8月6日 | 諮問の受理（令和6年（行情）諮問第880号） |
| ④ | 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ⑤ | 令和7年4月15日 | 委員の交代に伴う所要の手續の実施、令和6年（行情）諮問第848号及び同第880号の併合並びに審議 |
| ⑥ | 同年5月7日 | 審議（同上） |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件請求文書1の開示請求につき、本件対象文書を特定し、全部開示する原処分1を行い、本件請求文書2の開示請求につき、これを保有していないとして不開示とする原処分2を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分1について文書の再特定を、原処分

2 について本件請求文書 2 の開示を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性及び本件請求文書 2 の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件各開示請求は、外務省が自由民主党安全保障調査会の会議における説明のために提出した資料の開示を求めるものであるところ、本件請求文書 1 の開示請求書には、「2023-00532 で特定された後に作成されたもの全て」と記載されていることから、外務省が自由民主党安全保障調査会の会議における説明のために提出した資料のうち、別件開示請求（開示請求番号 2023-00532）の開示請求受付日の翌日である令和 6 年 2 月 14 日から本件請求文書 1 の開示請求受付日である同年 3 月 21 日までに作成された文書を求めているものと解し、本件対象文書を特定し、原処分 1 を行った。

イ 本件対象文書の外に本件請求文書 1 に該当する文書は作成しておらず、保有もしていない。

ウ 本件審査請求を受け、念のため、外務省の関係部署において、改めて執務室内、書庫及び共有フォルダ等の探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 上記 (1) ア及びイの諮問庁の説明が不自然・不合理とはいえず、これを覆すに足りる事情も認められない。

また、上記 (1) ウの探索の範囲等も不十分であるとはいえず、更に審査請求人において本件対象文書の外に本件請求文書 1 に該当する文書が存在するという具体的な根拠に関する主張等もないことからすると、外務省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 本件請求文書 2 の保有の有無について

(1) 本件請求文書 2 の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件請求文書 2 の開示請求書には、「開示請求受付番号 2024-00053 で特定された後に作成されたもの全て」と記載されていることから、外務省が自由民主党安全保障調査会の会議における説明のために提出した資料のうち、別件開示請求（開示請求番号 2024-00053）の開示請求受付日である令和 6 年 4 月 18 日から本件請求文書 2 の開示請求受付日である同年 5 月 24 日までに作成された文書を求めているものと解した。

イ 上記第3の2(3)のとおり、自由民主党安全保障調査会が当該期間において複数回開催され、いずれの調査会においても、外務省に説明資料提出の求めはなかったことを確認しており、本件請求文書2に該当する文書は作成しておらず、保有もしていない。

ウ 本件審査請求を受け、念のため、外務省の関係部署において、改めて執務室内、書庫及び共有フォルダ等の探索を行ったが、本件請求文書2に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 上記(1)ア及びイの諮問庁の説明が不自然・不合理とはいえず、これを覆すに足りる事情も認められない。

また、上記(1)ウの探索の範囲等も不十分であるとはいえず、更に審査請求人において本件請求文書2に該当する文書が存在するという具体的な根拠に関する主張等もないことからすると、外務省において、本件請求文書2を保有しているとは認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書1の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示し、本件請求文書2につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、本件請求文書1につき、外務省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、外務省において本件請求文書2を保有しているとは認められず、これを保有していないとして不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

(1) 本件請求文書1 (令和6年(行情)諮問第848号)

自由民主党安全保障調査会における説明資料として提出したもののうち
2023-00532で特定された後に作成されたもの全て。【裏面をご
参照下さい】

(2) 本件請求文書2 (令和6年(行情)諮問第880号)

自由民主党安全保障調査会における説明資料として提出したもののうち
開示請求番号受付番号：2024-00053で特定された後に作成され
たもの全て。

2 原処分1で特定された本件対象文書

北朝鮮による弾道ミサイル発射(3月18日) (令和6(2024)年3
月19日)